

## 海上保安庁告示のお知らせ

平成29年9月28日海上保安庁告示第41号により、来島海峡西水道における流速計の設置工事の実施に伴い、下記工事海域、期間においては、**工事作業船以外の船舶の航行が制限**されています。付近航行船舶は、同制限海域に進入しないよう十分注意して航行してください。

### 1. 工事海域（航行の制限海域）

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第1号に掲げる地点と第4号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域

- (1) 北緯34度06分51.0秒東経132度59分03.4秒
- (2) 北緯34度06分36.8秒東経132度59分07.6秒
- (3) 北緯34度06分35.0秒東経132度58分59.1秒
- (4) 北緯34度06分49.2秒東経132度58分54.9秒

### 2. 工事期間（航行の制限期間）

平成29年10月27日午前 7時20分から午前10時20分まで

10月28日午前 8時10分から午前11時10分まで（第1予備日）

10月29日午前 9時30分から午後 0時30分まで（第2予備日）

11月12日午前 9時40分から午後 0時40分まで（第3予備日）

11月13日午前 11時00分から午後 2時00分まで（第4予備日）

11月14日午後 0時20分から午後 3時20分まで（第5予備日）

のうち流速計の設置工事が行われている間

なお、第1予備日は平成29年10月27日において、

第2予備日は第1予備日において、

第3予備日は第2予備日において、

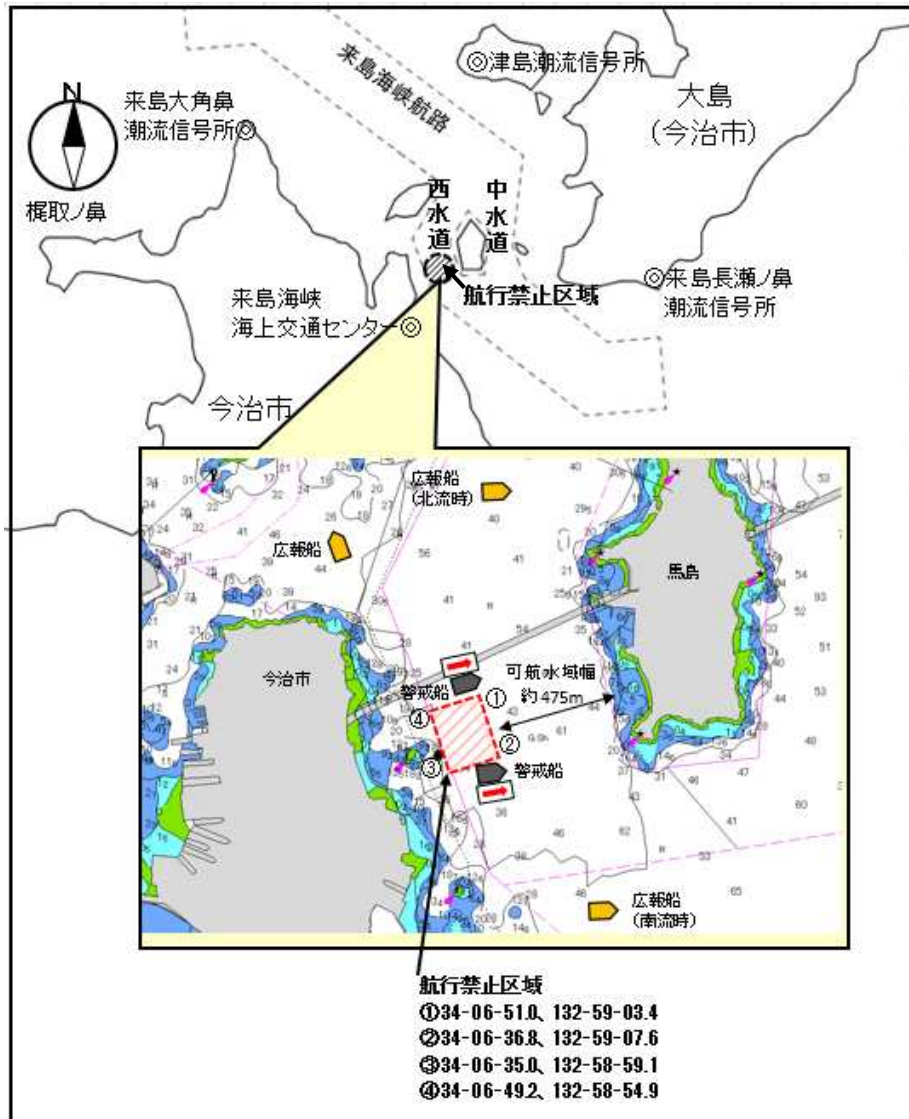
第4予備日は第3予備日において、

第5予備日は第4予備日において、

それぞれ悪天候その他の理由により流速計の設置工事が行われなかった場合に、当該工事が行われる日である。

### 3. 航行制限対象船舶

上記海域における流速計の設置工事に従事する船舶以外の船舶



### その他

撤去工事にかかる交通制限（告示）は、流速計設置後に日程を決定の上、別途行います。

設置等工事中は、工事海域において警戒船2隻が警戒にあたりるとともに、西水道と来島の瀬戸入口に国際VHF、AISを搭載した広報船2隻が事前周知にあっています。

流速計等設置工事の詳細については、「第六管区海上保安本部」等のHPに掲載しております。

お問合せ先

第六管区海上保安本部交通部航行安全課 tel082 - 251 - 5111(内線2624)